○大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則（抜粋）

平成4年3月26日

教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条　この規則は、大津市生涯学習センター条例(平成4年条例第2号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、大津市生涯学習センター(以下「センター」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条　条例第3条各号に掲げる事業については、それぞれ条例第4条各号に掲げる施設で次のとおり行う。

(2)　大津市科学館

ア　自然科学に関する実験、観察等の学習について指導すること。

イ　プラネタリウムの投影を観覧に供すること。

ウ　天文ドーム及び屋上天体観測場において天体観察を指導すること。

エ　科学に関する展示をし、観覧に供すること。

オ　科学クラブを育成すること。

カ　その他科学に対する学習意欲の向上及び自然保護意識の醸成を図るために必要なこと。

(休館日)

第3条　センター(大津市教育センター(以下「教育センター」という。)を除く。)の休館日は、次のとおりとする。

(1)　月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日以後最初に到来する休日でない日)

(2)　毎月の第3日曜日

(3)　12月29日から翌年1月3日まで

3　前2項の規定にかかわらず、教育長は、特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(開館時間等)

第4条　センターのうち、大津市科学館(以下「科学館」という。)、教育センター、大津少年センター及び大津市視聴覚ライブラリー(以下「ライブラリー」という。)の開館時間は午前9時から午後5時まで、その他の施設の開館時間は午前9時から午後9時までとする。

2　科学館のプラネタリウムの投影の観覧の開始時刻は、次のとおりとする。

(1)　土曜日(次号に規定する休業日を除く。)　午後2時及び午後3時30分

(2)　日曜日及び休日並びに大津市立学校の管理運営に関する規則(昭和32年教育委員会規則第6号)第3条第2号及び第3号に掲げる休業日　午前11時、午後2時及び午後3時30分

(3)　前2号に掲げる日以外の日　団体観覧の申請に基づき科学館長が定める時刻

3　科学館の展示の観覧の時間は、午前9時から午後4時30分までとする。
4　前3項の規定にかかわらず、教育長は、特に必要と認めるときは、開館時間又は科学館のプラネタリウムの投影の観覧開始時刻若しくは展示の観覧時間を変更することができる。

(入場者の遵守事項)
第5条　センターの入場者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1)　センターの施設若しくは設備又は科学館の展示の資料等を汚損し、又は損傷しないこと。
(2)　許可を受けないで、物品を展示し、又は印刷物、ポスター等を配布し、若しくは掲示しないこと。
(3)　所定の場所以外で喫煙し、又は飲食しないこと。
(4)　他の入場者の迷惑となるような行為をしないこと。
(5)　ホール等を利用したときは、使用した設備、備品等を原状に復し、清掃すること。
(6)　その他係員の指示に従うこと。

(団体によるプラネタリウムの投影等の観覧の申請)
第9条　20人以上の団体で科学館のプラネタリウムの投影及び展示を観覧しようとする者は、観覧する日の1週間前までに所定のプラネタリウムの投影の団体観覧に係る申請書又は展示の団体観覧に係る申請書を科学館長に提出しなければならない。

(運営協議会の会長及び副会長)
第11条　条例第6条に規定する大津市科学館運営協議会及び大津少年センター運営協議会(以下これらを単に「運営協議会」という。)に、それぞれ会長及び副会長を置く。
2　会長及び副会長は、それぞれ運営協議会の委員(以下「委員」という。)の互選により定める。
3　会長及び副会長の任期は、委員としての在任期間とする。
4　会長は、運営協議会を代表し、会務を総理し、運営協議会の会議の議長となる。
5　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(運営協議会の会議)
第12条　運営協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。
2　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営協議会への関係職員の出席等)
第13条　会長は、会議において関係職員の説明又は資料の提出を求めることができる。
2　関係職員は、会議に出席して、意見を述べることができる。